

# 全国健康関係主管課長会議資料

平成 2 4 年 2 月 3 日 (金)

於：中央合同庁舎第 5 号館 低層棟講堂

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 厚 | 生 | 勞 | 働 | 省 | 健 | 康 | 局 |
| 総 |   |   | 務 |   |   |   | 課 |
| 地 | 域 |   | 保 |   | 健 |   | 室 |
| 保 | 健 |   | 指 |   | 導 |   | 室 |



# 目 次

## 1. 地域保健対策について

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| (1) 地域保健対策のより一層の推進に向けた見直し ..... | 1 |
| (2) 健康危機管理対応について .....          | 2 |
| ①保健所における健康危機管理体制の確保 .....       | 2 |
| ②健康危機管理研修 .....                 | 2 |
| ③健康危機管理支援ライブラリーシステム .....       | 3 |
| ④今後の災害に備えた保健活動の仕組みづくり .....     | 4 |
| (3) 保健所における医師確保 .....           | 4 |
| ①保健所長の資格要件の緩和 .....             | 4 |
| ②公衆衛生医師の確保 .....                | 4 |
| (4) 保健文化賞 .....                 | 5 |
| (5) 厚生労働大臣表彰 .....              | 5 |

## 2. 保健活動の推進について

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| (1) 被災者の健康の確保 .....         | 6 |
| (2) 保健師の確保について .....        | 6 |
| (3) 生活習慣病予防の本格的な取組の推進 ..... | 7 |
| (4) 今後の健診・保健指導の在り方の検討 ..... | 7 |
| (5) 地域・職域の保健活動の推進について ..... | 7 |
| (6) 保健指導従事者の人材育成 .....      | 8 |
| (7) 市町村保健活動体制の再構築 .....     | 9 |
| (8) 保健師の保健活動指針の見直し .....    | 9 |
| (9) ホームレスの保健対策について .....    | 9 |





## 1. 地域保健対策について

地域保健対策については、各地方公共団体で地域の実情に即した具体的施策の推進を図っていただいているが、急速な少子高齢化の進行、市町村合併の進展や市町村への権限移譲などにより、地域保健をめぐる環境は大きく変化している。こうした状況を踏まえ、地域保健に関する新たな課題に即応できるよう、一層の体制整備等を図っていくことが重要である。

また、地震や豪雨をはじめとする自然災害や新型インフルエンザ等の感染症への対応など、緊急時における国民の健康の確保も、地域保健対策の重要な課題のひとつであり、引き続き地域健康危機管理対策の取組を推進することが重要である。

各地方公共団体におかれては、健康危機管理における保健衛生部局の役割分担の明確化や休日・夜間を含めた情報の収集、伝達体制の整備に努めるとともに、保健所と本庁、地方衛生研究所等の関係機関、関係団体との連携の強化等を一層推進していただきたい。

### (1) 地域保健対策のより一層の推進に向けた見直し

地域保健対策については、地域保健法第4条第1項の規定に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号）により、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進に取り組んで頂いている。

平成6年の地域保健法施行後、平成12年の健康危機管理体制の確保（阪神淡路大震災等を踏まえた対応）や介護保険法の施行、平成15年の健康増進法の施行、精神障害者施策の見直しなどに伴い、基本指針等の一部改正をしているが、その後、市町村合併の進展や市町村への権限移譲、特定健診・保健指導の実施などを盛り込んだ医療制度改革の施行、平成21年の新型インフルエンザの流行、平成23年の東日本大震災の発生など、地域保健を取り巻く状況は大きな変化が生じている。

こうした状況の変化に的確に対応し、地域保健対策を推進するため、市区町村、保健所及び地方衛生研究所等、地域保健を担う関係機関が相互に機能し、地域住民の健康の保持増進、地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保がより一層図られるよう、都道府県、市区町村、保健所、地方衛生研究所等関係機関の意見も踏まえながら、「地域保健対策検討会」でこれまで7回にわたって議論を行っている。今後、数回の開催を経て、23年度末を目途にとりまとめを行って頂く予定としている。

（議 事）

第1回 平成22年7月20日開催

・地域保健対策の現状と課題について

第2回 平成22年8月31日開催

- ・地域における医療計画との関わりについて
  - ・地域保健対策にかかる人材確保・育成について
- 第3回 平成23年1月17日開催
- ・「地域保健対策検討会」の議題及び論点（案）について
  - ・市町村における質の高い保健福祉サービスの提供体制について
- 第4回 平成23年3月9日開催
- ・地域保健における対物保健サービス検討ワーキンググループの開催要綱について
  - ・評価及び優先度に基づいた地域保健計画等の策定と推進について
  - ・地域保健に関する調査・研究について
- 第5回 平成23年10月28日開催
- ・東日本大震災への対応を踏まえた健康危機管理のあり方について
- 第6回 平成23年12月5日開催
- ・社会福祉等の関連施策との連携について
- 第7回 平成23年1月27日開催
- ・快適で安心できる生活環境の確保（対物保健）
  - ・人材の確保・育成及び資質の向上等

検討会における議論の結果を基に、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」等の必要な改正を行うこととしている。

## （２）健康危機管理対応について

### ① 保健所における健康危機管理体制の確保

保健所の危機管理体制の確保については、平時からの体制づくりが重要である。「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号）及び「地域における健康危機管理について～地域健康危機管理ガイドライン～」（平成13年3月30日付健総発第17号厚生労働省健康局総務課長通知）により、その対応をお願いし、また、「保健所における健康危機管理体制の整備の徹底について」（平成20年2月15日付健総発第0215001号厚生労働省健康局総務課長通知）により、特に休日・夜間における健康危機事例に的確に対応できるよう、その徹底をお願いしている。引き続き地域の健康危機管理の拠点として、体制の確保に万全を期されるよう、改めてお願いする。

### ② 健康危機管理研修

平成13年度から実施している「健康危機管理保健所長等研修」については、平成22年度より「健康危機管理研修」とし、平成24年度も国立保健医療科学院において健康危機管理を第一線で担当する保健所長等管理的職員を対象に実施することとしているので、受講につ

いて特段のご配慮をお願いする。自治体のニーズを踏まえ、平成22年度より、大規模震災を題材とした図上演習や健康危機事案発生時における報道機関等への対応に関する講義、演習を加える等、短期間での有事対応能力の向上を目指したプログラムを提供できるよう努めている。

なお、以下の日程は今後再調整される可能性があるので、必ず国立保健医療科学院HPで確認すること。

a 実務編

- ・対象：保健所長等地域における健康危機管理を担当する管理的立場の職員

- ・研修日程（定員各30名）

第1回 平成24年 6月13日(水)～ 6月15日(金)

第2回 平成24年10月 3日(水)～10月 5日(金)

- ・研修案内アドレス

[http://www.niph.go.jp/entrance/h23/course/short/short\\_hoken01.html](http://www.niph.go.jp/entrance/h23/course/short/short_hoken01.html)

b 高度技術編

- ・対象：保健所長等地域における健康危機管理を担当する管理的立場の職員

原則として平成16年度以降に国立保健医療科学院が実施した健康危機管理研修基礎コースもしくは実務編（平成21年度から）を修了した方

- ・研修日程(定員20名)

平成25年1月30日(水)～2月1日(金)

- ・研修案内アドレス

[http://www.niph.go.jp/entrance/h23/course/short/short\\_hoken02.html](http://www.niph.go.jp/entrance/h23/course/short/short_hoken02.html)

③ 健康危機管理支援ライブラリーシステム

平成14年度から国立保健医療科学院で運用している「健康危機管理支援ライブラリーシステム」は、新型インフルエンザ等の健康危機管理事態発生時の地方自治体や保健所等への情報配信、健康危機事例のデータベース、災害等健康危機管理事態発生時に被災地へ保健師等を派遣するための広域派遣調整データベース等から構成されている。

このシステムは、各地方公共団体が積極的に活用することで有効に機能するものであり、各地方公共団体におかれては、同システムへの積極的な健康危機事例の提供やその活用をお願いする。

#### ④ 今後の災害に備えた保健活動の仕組みづくり

東日本大震災での保健活動を教訓として、今後の災害に備えた仕組みづくりが重要と考えている。災害時に早期かつ効果的に保健活動を実施するため、被災者の健康支援ニーズを国と地方公共団体等の間で共有するためのシステム開発費を平成23年度第3次補正予算で計上するとともに、平成24年度予算案に災害発生時の早期ニーズ把握やコーディネートが可能となる仕組み等を示すガイドラインの作成検討費、地方公共団体の保健師等の応援派遣に先立ち、被災地の支援ニーズを的確に把握することが可能な人材育成のための研修費を計上しており、詳細については別途お知らせすることとしている。

### (3) 保健所における医師確保

#### ① 保健所長の資格要件の緩和

地方分権改革推進委員会からの「保健所長の医師資格要件」についての緩和を求める第1次勧告（平成20年5月28日）等を踏まえ、「地域保健法施行令第4条に定める保健所長の資格について」（平成21年3月31日健発第0331041厚生労働省健康局長通知）により、医師以外の資格要件の緩和措置を講じたところである。医師を保健所長に配置することが著しく困難な場合には本制度を有効に活用されたい。おって、国立保健医療科学院から医師以外の職員の保健所長資格に係る受験手続きと具体的な試験範囲、専門課程Ⅰ保健福祉行政管理分野の入学試験についての通知がされる予定である。

なお、構造改革特区第19次提案（全国知事会要望分）においても、保健所長の医師資格要件の見直しが提案されており、引き続き議論がなされる予定である。

#### <通知等の内容>

##### ○ 医師以外の保健所長の資格要件の緩和

「地域保健法施行令第4条に定める保健所長の資格について」

（平成21年3月31日健発第0331041厚生労働省健康局長通知）

#### ② 公衆衛生医師の確保

地域における保健対策や健康危機管理体制の整備を推進するためには、公衆衛生医師の育成・確保が重要であるが、一部の地方公共団体では、公衆衛生医師の確保が困難な状況にある。このような地方公共団体では、平成16年度から実施している「公衆衛生医師確保推進登

録事業」の活用や平成19年3月に取りまとめられた「公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備評価委員会」報告書を活用するなどして、公衆衛生医師の確保・育成に向けての努力を引き続きお願いする。

#### (4) 保健文化賞

保健文化賞(第一生命保険相互会社主催、厚生労働省後援・厚生労働大臣賞交付)は、保健衛生の向上に寄与することを目的として、昭和24年度に創設され、保健衛生及び関連する福祉等の分野ですぐれた業績をあげられた個人と団体を顕彰している。

平成24年度の応募期間は、平成24年2月1日(火)から4月16日(月)までとなっているので、都道府県、保健所設置市及び特別区におかれては、地域に密着した地道な活動を行っている者(団体)から応募に関する推薦の依頼があった場合や、推薦するにふさわしい者(団体)がいる場合は、その業績等を調査の上、推薦されるようお願いする。

#### (5) 厚生労働大臣表彰(食生活改善事業功労者及び公衆衛生事業功労者)

平成24年度厚生労働大臣表彰(食生活改善事業功労者及び公衆衛生事業功労者)については、平成23年度と同様の手続きにより引き続き実施する予定であり、実施時期を含めた詳細については、別途お知らせすることとしている。

## 2. 保健活動の推進について

### (1) 被災者の健康の確保

今般の東日本大震災に際して、保健指導室を通じた保健師等の派遣要請に応じていただいた都道府県の皆様に心より感謝申し上げます。

厚生労働省では、長期にわたる避難所・仮設住宅での生活を余儀なくされた被災者について、健康状態の悪化を防ぐため、継続的な保健活動を維持することが重要であることから、平成23年度第3次補正予算に、「被災地健康支援臨時特例交付金」を計上し、仮設住宅が設置されている被災県のうち申請があった被災県の既存の基金（介護基盤緊急整備等臨時特例基金）への積み増しを行い、各種健康支援活動やその提供体制づくりを推進することとした。

保健師等の人材確保については、公益社団法人日本看護協会等の協力により、被災自治体からの保健師等の臨時採用の求人について、通常のナースセンターが行う求人・求職とは別枠にマッチング支援を行うこととしている。

また、各県の国民健康保険団体連合会に求人情報を提供していただくと、在宅保健師等会の会員に対し、広く情報提供いただけることとなっている。

については、被災自治体においては、本交付金を活用し保健師等の人材確保を行うなどにより、被災者の健康の確保に努めるようお願いする。

また、その他の自治体においては、今後とも被災自治体における地域保健活動の実施にご協力いただくようお願いする。

### (2) 保健師の確保について

平成23年度交付税措置において、年間3万人を超える自殺者の防止や急増するうつ病患者等への対策のため、自殺担当部局に保健師を配置し、自殺未遂者やうつ病患者とその家族等に対する相談支援等の充実を図る必要から、新たに道府県分において標準団体（人口170万人規模）当たり1人（全国で約70人分）、また、市町村分において標準団体（人口10万人規模）当たり1人（全国で約1,400人分）の保健師の増員措置がなされている。

しかし、都道府県・市町村での保健師の採用状況をみると、交付税措置で認められた人数分の保健師を確保できていない自治体も多い。

今般の大震災により被災した地域の避難所等での健康管理や衛生管理の活動を通して、平常時から地域保健活動の体制を整備しておくことの重要性が改めて認識された。

各地方自治体におかれては、このような状況も踏まえ、がん対策、新型インフルエンザ対策等の感染症対策、介護予防、児童虐待予防、自殺対策など今後も増加する保健師業務に対応するため、保健師の人員確保に努め



ていただくようお願いする。

### (3) 生活習慣病予防の本格的な取組の推進

健康寿命の延伸をめざし、平成20年度から、生活習慣病の予防と中長期的な医療費の適正化の観点から、医療保険者が地域保健関係者と協働して特定健診・特定保健指導を行っていただいている。この趣旨を踏まえ、国民の生活習慣改善に向けた積極的な普及啓発のほか、「標準的な健診・保健指導プログラム」をもとに、効果的かつ効率的な保健指導を実施していただきたいと考えている。

また、生活習慣病対策は、自治体の衛生部門と国保部門の密接な連携のもと、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの組み合わせによる重点的な取組も重要である。都道府県におかれては、これらの活動が円滑に実施できる体制の構築や、効果のある保健指導の実施に向け、人材の育成や確保等、市町村の支援も含め種々の対策に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、健診・保健指導の実施にあたり、都道府県の指導者等を対象に、「生活習慣病対策健診・保健指導に関する企画・運営・技術研修（研修計画編・広域的事業評価編）」を国立保健医療科学院において実施することとしているので、受講促進について特段の御配慮をお願いする。

### (4) 今後の健診・保健指導の在り方の検討

昨年12月に、健康局長の主催による「健診・保健指導の在り方に関する検討会」（座長：永井良三 東京大学大学院医学系研究科教授）を設置した。

本検討会では、次のような観点から、健診・保健指導の在り方について総合的に検討することとしている。

- 現在、来年度をもって運動期間が終了する「健康日本21」の次の国民健康づくり運動プランの策定に向けた作業が進められているが、このプランで掲げられる目標の達成に資するための健診の見直しの要否について検討を行う必要があること。
- 特定健診・保健指導について、これまでの制度の運営状況や、制度創設後に蓄積された知見を踏まえ、その在り方について検討を行う必要があること。

本検討会での検討結果については、関係局との協議や関係審議会での審議を経て、速やかに制度・事業に反映していくこととしている。

### (5) 地域・職域の保健活動の推進について

生活習慣病を予防するためには、個々人の主体的な健康づくりへの取組に加え、地域・職域における保健事業による生涯を通じた継続的な健康管理の支援が重要である。

平成17年度から全国的な取組として、地域保健と職域保健が連携を図り、健康づくりのための社会資源を相互に有効活用して、保健事業を共同で実施するなどの取組を推進するため「地域・職域連携推進協議会」の設置を推進している。

また、本年度からは、本協議会に自殺・うつ病等に対応するための構成員を増員することにより、地域の実情に応じたメンタルヘルス対策の推進を図る役割を追加した。本協議会で、地域保健と職域保健分野の支援実務者の連携が図られ、休職者等一人ひとりの状況に応じた具体的な対応が図られるよう、適切な支援実務者の確保に努められたい。

#### (6) 保健指導従事者の人材育成

生活習慣病予防対策の充実・強化や、新たな健康課題に適切に取り組むための人材育成については、保健師等による効果的な保健指導の実施を念頭に、適切かつ高度な知識と技術の習得が重要である。また、保健師助産師看護師法の一部改正により、保健師の臨地研修の実施に努めるよう義務づけられたことから、自治体において、保健師の研修体制の一層の整備を図ることが求められている。

そこで、本年度から補助事業として「地域保健従事者現任教育推進事業」を実施している。本事業では、都道府県又は指定都市が人材育成の中核となる保健所等を中心として地域保健従事者の現任教育体制を構築するとともに、当該保健所がそれ以外の保健所等での研修内容の把握・評価を行い、必要により助言等を行うこととしている。については、各都道府県・指定都市においては、本事業を積極的に活用して、地域保健従事者に係る階層別の人材育成計画や人材育成ガイドライン等の作成・総点検を行うなど、研修体制の充実強化を図っていただくようお願いする。

また、保健師等が研修に参加する機会を確保するため、

- ① 都道府県及び指定都市の保健師を対象として、国立保健医療科学院が行う研修に参加する際の代替職員配置及び旅費の支援
  - ② 保健所保健師を対象として、人材育成の中核となる保健所等が行う研修に参加する際の代替職員配置及び旅費の支援
  - ③ 市町村保健師を対象として、保健所等が行う研修に参加する際の代替職員配置及び旅費の支援
- を行うこととしている。

さらに、厚生労働省では、全国数カ所において、市町村の管理的立場にある保健師を対象として、人材及び業務の管理に必要な能力を向上させるための研修事業を実施しており、平成24年度も継続実施する予定であるので積極的な参加をお願いしたい。

これらの事業を通じて、地域保健従事者に対し計画的かつ効果的に研修の受講機会を提供し、保健師等の資質向上に努めていただくようお願いしたい。



## (7) 市町村保健活動体制の再構築

地方分権の観点から、地域住民に身近な保健事業の担い手として市町村の果たすべき役割は年々大きくなってきており、市町村が取り組むべき地域の健康課題は複雑化、多様化している。市町村合併の進展に伴う市町村の人口規模の拡大もあいまって、保健師等の活動範囲や活動領域は拡大し、求められる役割も多様化している。

こうした状況を踏まえ、市町村の保健活動体制を整備・充実させることが重要となってきた。

そのため、市町村保健活動の中核的な機能である地域住民自らが健康状態を改善できるように支援する機能や、地域の健康課題を把握し対応する施策を企画立案・評価する機能等を十分に発揮できるよう、地区分担制と業務分担制の併用などの体制整備や、専門技術職員の適正配置、統括的な役割を担う保健師の配置など、市町村保健活動の機能強化について特段のご支援をお願いする。

(参考)

○市町村保健活動の再構築に関する検討会報告書（平成18年度）

○地区活動のあり方とその推進体制に関する検討会報告書（平成20年度地域保健総合推進事業）

## (8) 保健師の保健活動指針の見直し

地域保健室の資料に記載があるように、地域保健を取り巻く状況の変化を踏まえ「地域保健対策検討会」において、地域保健対策の総合的な見直しについて検討しているところである。

これらの検討結果を基に、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」等の必要な改正が行われるのに伴い、特に行政で働く保健師の業務内容、配置状況、人材育成の状況等の変化に対応するために「地域における保健師の保健活動指針」（平成15年10月10日付厚生労働省健康局総務課保健指導官事務連絡）等の必要な見直しを行う予定である。

## (9) ホームレスの保健対策について

ホームレスの自立支援の一環として、都道府県、政令市、特別区において、「ホームレス保健サービス支援事業」（健康に不安を抱えるホームレスに対する健康相談等の保健サービスの実施）を実施していただいているが、平成24年度においても、所要の国庫補助を予定しているので、特に、多数のホームレスが所在する地域においては、福祉部局との連携を図りながら同事業を積極的に実施していただくよう努められたい。

(参考) 平成24年度各研修等日程(案)

○生活習慣病対策健診・保健指導に関する企画・運営・技術研修

開催時期 第1回(研修計画編):平成24年6月4日(月)～6月6日(水)

第2回(研修計画編):平成24年6月7日(木)～6月8日(金)

対象者 ①行政、保険者、関係団体等の指導者で研修の企画・立案を担当する者

②行政で事業推進に携わる者または保険者協議会、地域・職域連携推進協議会等で評価に携わる者

開催場所 国立保健医療科学院(埼玉県和光市)

○保健師中央会議

開催時期 平成24年7月12日(木)～7月13日(金)

開催場所 東京都内での開催を予定

○全国保健師長研修会

開催時期 平成24年7月26日(木)～7月27日(金)

開催場所 石川県

○保健師等ブロック別研修会

北海道東北ブロック

開催時期 平成24年9月12日(水)～9月14日(金)

開催場所 青森県

関東甲信越ブロック

開催時期 平成24年7月23日(月)～7月25日(水)

開催場所 埼玉県

東海北陸ブロック

開催時期 平成24年7月30日(月)～8月1日(水)

開催場所 愛知県

近畿ブロック

開催時期 平成24年8月29日(水)～8月31日(金)

開催場所 滋賀県

中国四国ブロック

開催時期 平成24年9月5日(水)～9月7日(金)

開催場所 高知県

九州ブロック

開催時期 平成24年8月22日(水)～8月24日(金)

開催場所 宮崎県

○医療ソーシャルワーカーリーダーシップ研修

開催時期 第1回：平成24年5月14日(月)～5月18日(金)  
第2回：平成24年9月24日(月)～9月28日(金)

開催場所 国立保健医療科学院(埼玉県和光市)



# 参 考 資 料



## － 参 考 資 料 目 次 －

|                                     |      |
|-------------------------------------|------|
| 1. 平成24年度予算（案）の概要 .....             | 資－1  |
| 2. 地域保健対策の推進 .....                  | 資－3  |
| 3. 被災者の健康の確保（被災地健康支援臨時特例交付金） .....  | 資－4  |
| 4. 医師以外の者が保健所長になれる要件 .....          | 資－5  |
| 5. 公衆衛生医師確保推進登録事業のイメージ .....        | 資－6  |
| 6. 保健師等派遣実績（平成24年1月10日現在） .....     | 資－7  |
| 7. 被災地健康支援事業での保健師等人材確保スキーム（案） ..... | 資－8  |
| 8. 保健師の配置と地方交付税措置 .....             | 資－9  |
| 9. 特定健診・特定保健指導 開始（平成20年） .....      | 資－10 |
| 10. 健診・保健指導の在り方に関する検討会 .....        | 資－11 |
| 11. 地域・職域連携推進事業について .....           | 資－14 |
| 12. 新人看護職員研修ガイドライン～保健師編～ .....      | 資－15 |
| 13. 平成24年度保健師人材育成関連予算（案） .....      | 資－17 |
| 14. 国立保健医療科学院における保健師の人材育成 .....     | 資－18 |
| 15. 都道府県別にみた保健所保健師及び市町村保健師数 .....   | 資－19 |
| 16. 保健所及び市町村の地域保健従事者数 .....         | 資－20 |





# 1. 平成24年度予算（案）の概要

健康局総務課地域保健室・保健指導室

| 事 項                         | 平成23年度<br>予 算 額<br>(A) | 平成24年度<br>政 府 ( 案 )<br>(B) | 差 引<br>増 △ 減 額<br>(B) - (A) | 備 考                     |
|-----------------------------|------------------------|----------------------------|-----------------------------|-------------------------|
|                             | 千円                     | 千円                         | 千円                          |                         |
| (項) 地域保健対策費                 | 382,437                | 358,045                    | △ 24,392                    |                         |
| 保健所の地域保健活動の推進等に必要な経費        | 315,099                | 296,484                    | △ 18,615                    |                         |
| 保健所業務費補助                    | 144,921                | 127,374                    | △ 17,547                    |                         |
| 地域保健医療等推進事業費                | 144,921                | 127,374                    | △ 17,547                    |                         |
| ○ 地域保健従事者現任教育推進事業費          | 84,976                 | 70,474                     | △ 14,502                    | 補助先：都道府県、保健所設置市、特別区、市町村 |
| ○ 地域・職域連携推進事業費              | 51,797                 | 51,797                     | 0                           | 補助先：都道府県、保健所設置市、特別区     |
| ○ ホームレス保健サービス支援事業費          | 5,103                  | 5,103                      | 0                           | 補助先：都道府県、保健所設置市、特別区     |
| ○ テーラーメイド保健指導プログラム評価支援事業費   | 3,045                  | 0                          | △ 3,045                     | 補助先：保健所設置市、特別区、市町村      |
| 地域健康づくり推進対策費                | 170,178                | 169,110                    | △ 1,068                     |                         |
| 地域健康づくり推進対策費補助金             | 170,178                | 169,110                    | △ 1,068                     |                         |
| ○ 地域保健総合推進事業費               | 170,178                | 169,110                    | △ 1,068                     |                         |
| 地域における保健医療体制の確保に必要な経費       | 67,338                 | 61,561                     | △ 5,777                     |                         |
| 地域保健活動検討経費                  | 10,005                 | 9,643                      | △ 362                       |                         |
| ○ 地域保健活動事業等経費               | 9,064                  | 9,029                      | △ 35                        |                         |
| ○ 地域・職域連携支援費                | 941                    | 614                        | △ 327                       |                         |
| ○ 地域健康危機管理計画推進費             | 0                      | 0                          | 0                           |                         |
| 地域保健活動普及等経費                 | 56,493                 | 51,078                     | △ 5,415                     |                         |
| ○ 地域保健対策啓発普及経費              | 29,594                 | 28,988                     | △ 606                       |                         |
| ・ 地域保健対策啓発普及経費              | 2,066                  | 1,712                      | △ 354                       |                         |
| ・ 先駆的保健活動交流推進事業費            | 20,998                 | 20,761                     | △ 237                       |                         |
| ・ 保健指導支援事業費                 | 6,530                  | 6,515                      | △ 15                        |                         |
| ○ 市町村保健活動体制強化費              | 10,591                 | 10,520                     | △ 71                        |                         |
| ○ テーラーメイド保健指導プログラム評価経費      | 2,859                  | 0                          | △ 2,859                     |                         |
| ○ 保健指導機関の評価方法等に関する調査・研究事業   | 4,788                  | 2,554                      | △ 2,234                     |                         |
| ○ 保健師管理者能力育成研修事業            | 8,661                  | 9,016                      | 355                         |                         |
| 医療社会事業従事者（医療ソーシャルワーカー）指導強化費 | 840                    | 840                        | 0                           |                         |
| (項) 健康危機管理推進費               | 152,156                | 105,810                    | △ 46,346                    |                         |
| 保健所の地域健康危機管理活動の推進に必要な経費     | 113,000                | 65,000                     | △ 48,000                    |                         |
| 保健所業務費補助                    | 113,000                | 65,000                     | △ 48,000                    |                         |
| 地域保健医療等推進事業費                | 113,000                | 65,000                     | △ 48,000                    |                         |
| ○ 地域健康危機管理対策事業費             | 113,000                | 65,000                     | △ 48,000                    |                         |
| ・ 地域健康危機管理体制推進事業            | 63,000                 | 15,000                     | △ 48,000                    | 補助先：都道府県、保健所設置市、特別区     |
| ・ 地域健康危機管理対策特別事業            | 50,000                 | 50,000                     | 0                           | 補助先：都道府県、保健所設置市、特別区     |

# 1. 平成24年度予算（案）の概要

健康局総務課地域保健室・保健指導室

| 事 項                   | 平成23年度<br>予 算 額<br>(A) | 平成24年度<br>政 府 ( 案 )<br>(B) | 差 引<br>増 △ 減 額<br>(B) - (A) | 備 考 |
|-----------------------|------------------------|----------------------------|-----------------------------|-----|
| 健康危機管理の推進に必要な経費       | 千円<br>39,156           | 千円<br>40,810               | 千円<br>1,654                 |     |
| 健康危機管理対策経費            | 4,413                  | 6,067                      | 1,654                       |     |
| 1 健康危機管理体制整備推進費       | 4,413                  | 4,413                      | 0                           |     |
| 2 災害時公衆衛生従事者緊急派遣事業費   | 0                      | 1,654                      | 1,654                       |     |
| 健康危機管理支援ライブラリーシステム経費  | 34,743                 | 34,743                     | 0                           |     |
| 健康危機管理支援ライブラリーシステム事業費 | 34,743                 | 34,743                     | 0                           |     |
| 地域保健室・保健指導室合計         | 534,593                | 463,855                    | △ 70,738                    |     |
| <厚生科学課計上分>            |                        |                            |                             |     |
| (項) 厚生労働科学研究費         | 296,631                | 455,862                    | 159,231                     |     |
| 厚生労働科学研究費補助金          | 296,631                | 455,862                    | 159,231                     |     |
| 健康安全・危機管理対策総合研究経費     | 296,631                | 455,862                    | 159,231                     |     |
| 地域保健室・保健指導室合計         | 831,224                | 919,717                    | 88,493                      |     |

## 2. 地域保健対策の推進

【地域保健対策の推進に関する基本的な指針の見直しの主な経緯】

平成 6 年 ・ 「地域保健対策の推進に関する基本的な指針（以下、基本指針）」を告示  
 （「地域保健法」の一部施行、平成 9 年「地域保健法」全面施行）  
 平成 12 年 ・ 「介護保険法」の施行、健康危機管理体制の確保などによる基本指針の一部改正  
 平成 15 年 ・ 「健康増進法」の施行、精神障害者対策などによる基本指針の一部改正

【前回の基本指針見直し（平成15年）後の主な状況の変化】

平成 18 年 ・ がん対策基本法及び自殺対策基本法の制定  
 平成 20 年 ・ 医療制度改革の施行（医療計画（4 疾病 5 事業）の策定、特定健診・保健指導の実施）  
 平成 21 年 ・ 新型インフルエンザの流行  
 平成 21 年 ・ 保健師助産師看護師法の一部改正（免許取得後の研修の実施・H22.4.1施行）  
 平成 23 年 ・ 東日本大震災の発生  
 等

【今後の主な予定スケジュール】

平成22年 7月 ～  
 ・ 地域保健対策検討会（WG含む）での議論（6回）  
 ※主な議論：現状と課題、人材確保・育成、危機管理 等  
 平成23年 年度末（予定） ・ 地域保健対策検討会の取りまとめ

地域保健対策の推進に関する基本的な指針の見直し

- 現状に即した見直し
- 時代の方方向性に適った見直し

質の高い地域保健対策の一層の推進

### 3. 被災者の健康の確保(被災地健康支援臨時特例交付金)

平成23年度第3次補正 29億円

東日本大震災により長期にわたる避難所・仮設住宅での生活を余儀なくされた被災者について、健康状態の悪化を防ぐため、今後とも継続的な保健活動を維持することが重要。

このため、被災自治体における健康支援活動の体制の強化を図るため、地域保健活動を担う専門人材の確保など、仮設住宅等を中心とした保健活動等への支援を行うもの。

#### 【事業の対象地域】

仮設住宅が設置されている被災県

(介護基盤緊急整備等臨時特例基金(既設)の積み増し)

うち、岩手、宮城、福島<sup>1</sup>の3県を重点支援(各9.6億円)

#### 【事業内容】

以下のような事業について、県、市町村の創意工夫により実施可能

##### ○ 保健活動支援事業

- ・被災地以外からの保健師等の人材確保
- ・仮設住宅等居住者に対する継続的な巡回保健指導

##### ○ 巡回栄養・食生活指導事業

- ・仮設住宅での栄養改善を図るための管理栄養士やキッチンカーによる巡回指導

##### ○ 被災者の健康支援方策について、市町村等が実施する効果的な手法を検討する協議会の運営

##### ○ その他、自治体が必要と認める事業

事業例：全戸訪問プロジェクト(仮称)

##### 1 全戸訪問による健康状況確認事業の実施

被災地の仮設住宅等への全戸訪問により、被災者の健康状態を確認し、その結果に応じて保健指導等を実施

##### 2 被災地健診・保健指導の実施

個別訪問時に、特定健診等既存の健診機会が確保されていない方に対して、被災者健診(仮称)の受診を勧奨

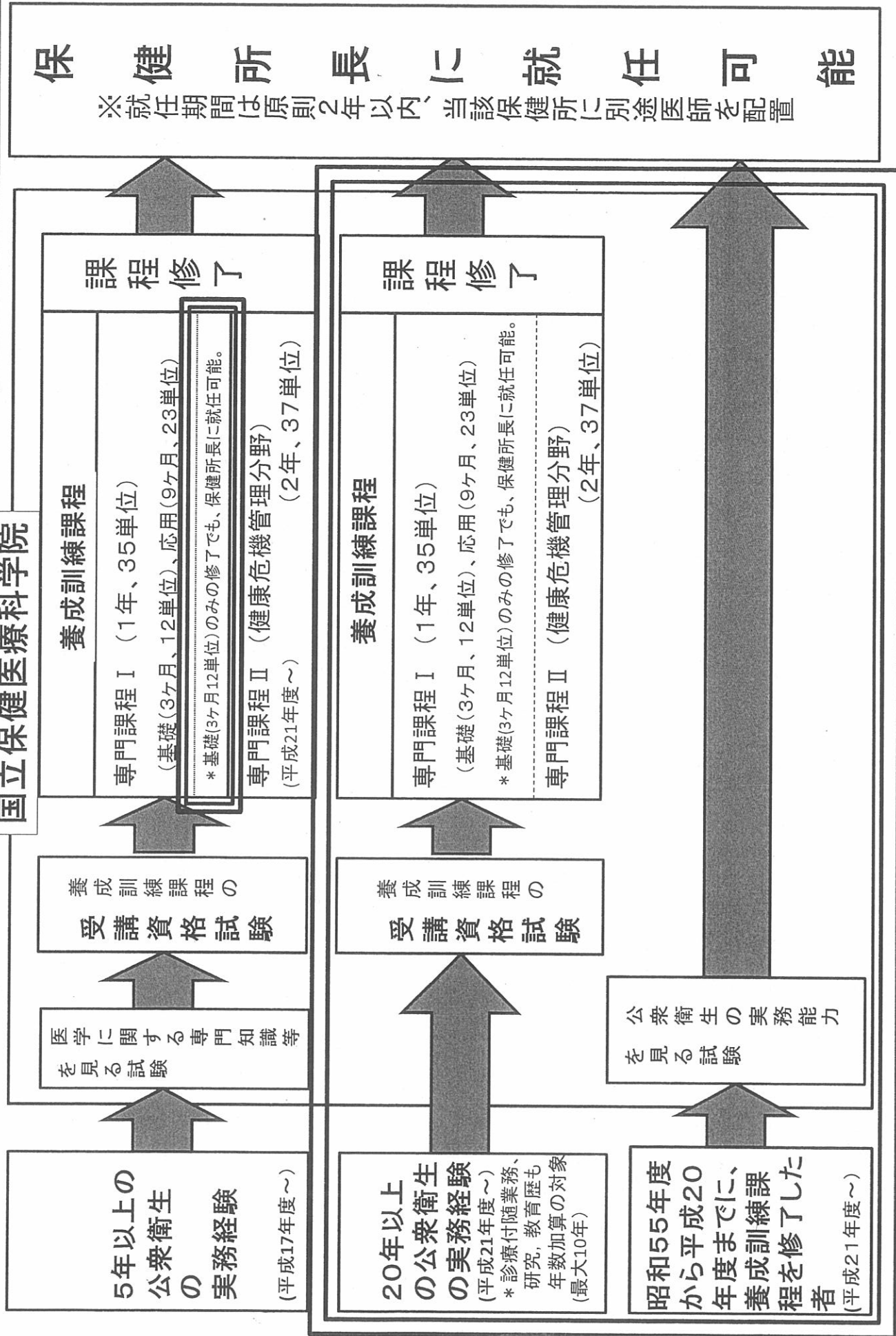
##### 3 各種健康支援事業の実施

健康課題に応じて、バランスのとれた調理方法等の指導や運動健康教室、健康相談会等の開催

# 4. 医師以外の者が保健所長になれる要件

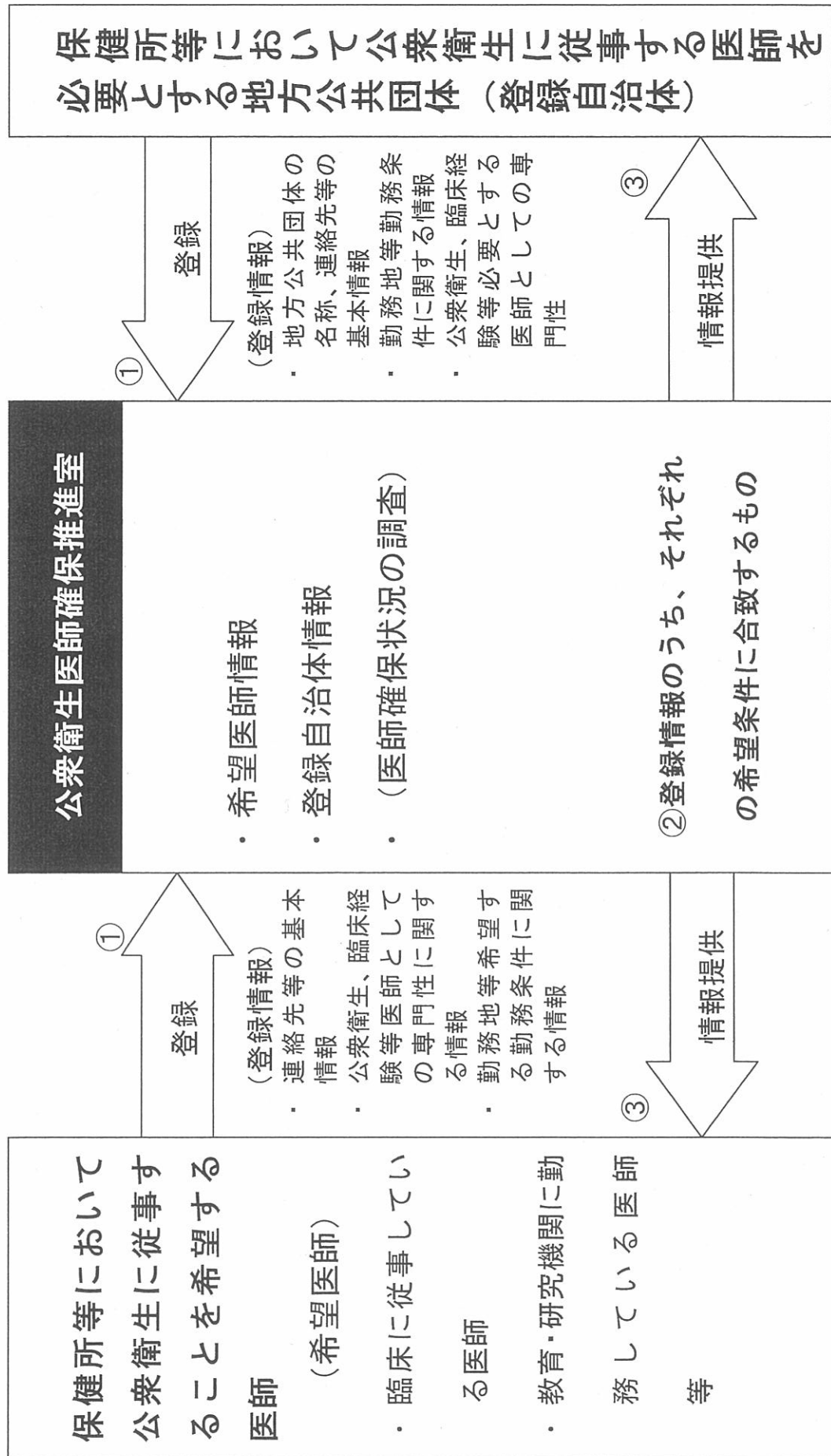
【平成17年度より実施(平成21年度一部緩和)】

国立保健医療科学院



＝：平成21年度一部緩和部分

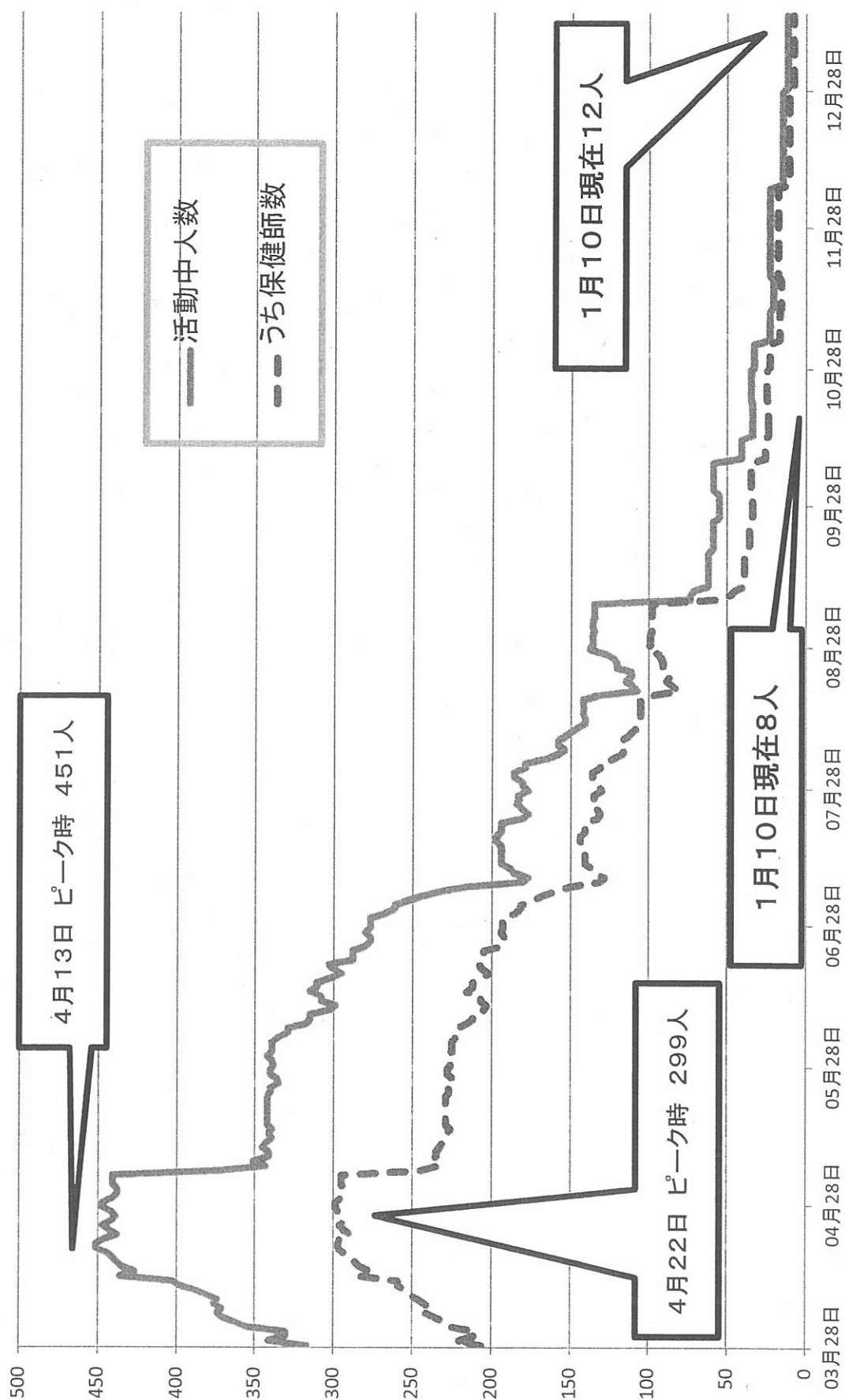
## 5. 公衆衛生医師確保推進登録事業のイメージ



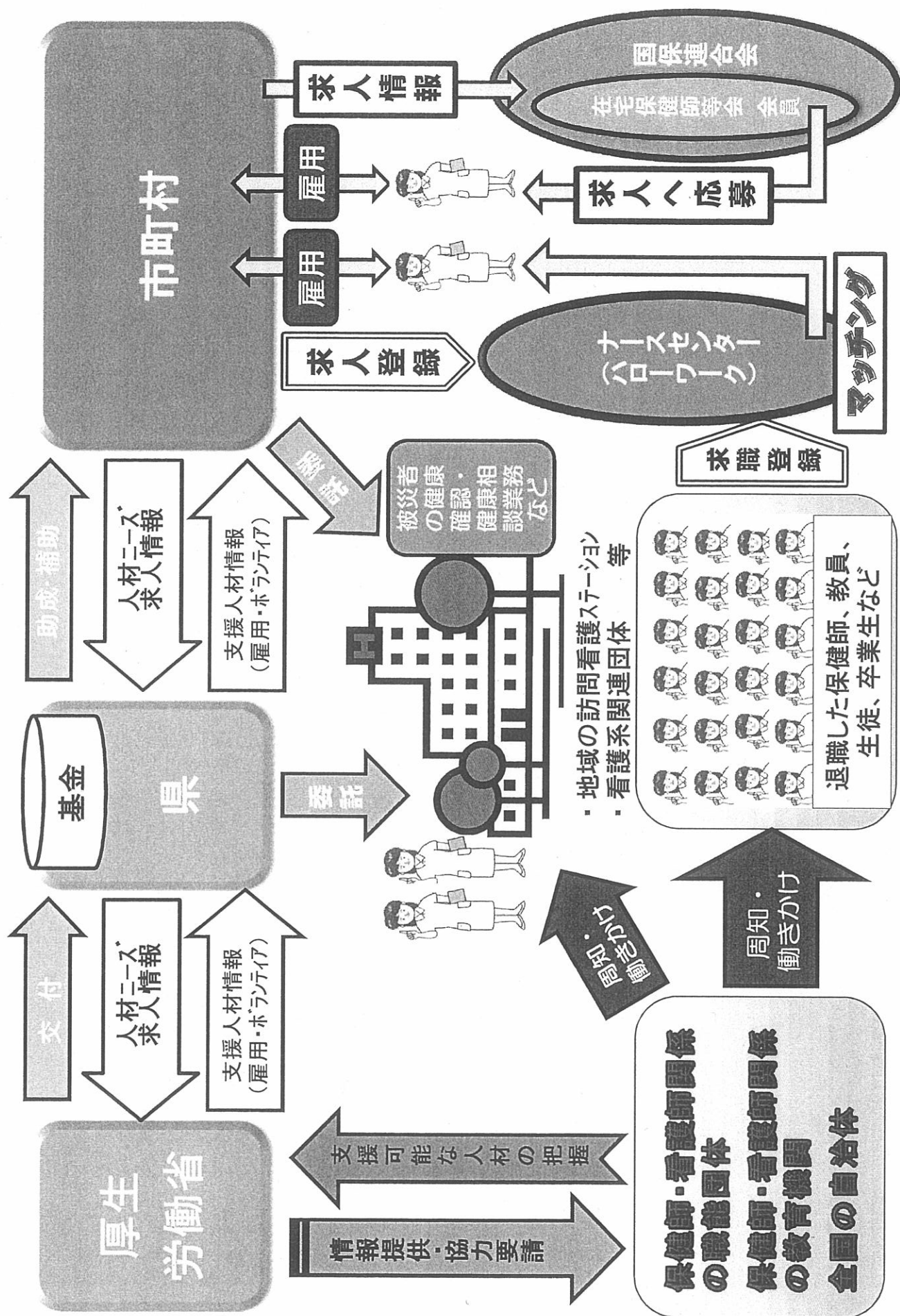


## 6. 保健師等派遣実績(平成24年1月10日現在)

※厚生労働省によるあるせん以外のものも含む

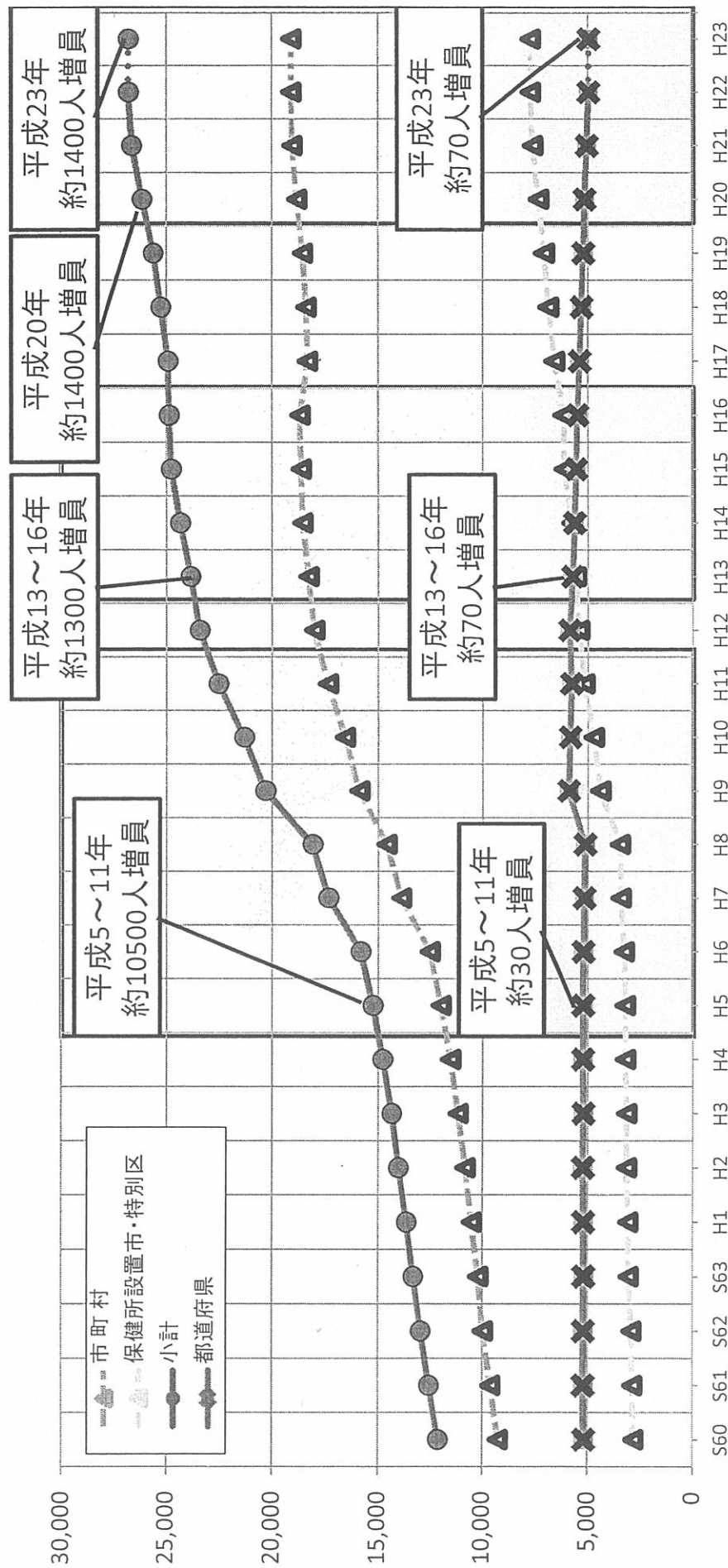


# 7. 被災地健康支援事業での保健師等人材確保スキーム（案）





# 8. 保健師の配置と地方交付税措置



|            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|            | S60    | S61    | S62    | S63    | H1     | H2     | H3     | H4     | H5     | H6     | H7     | H8     | H9     | H10    | H11    | H12    | H13    | H14    | H15    | H16    | H17    | H18    | H19    | H20    | H21    | H22    |
| 市町村        | 9,256  | 9,628  | 9,990  | 10,206 | 10,520 | 10,826 | 11,158 | 11,525 | 11,982 | 12,502 | 13,876 | 14,586 | 15,881 | 16,560 | 17,358 | 18,007 | 18,272 | 18,555 | 18,628 | 18,686 | 18,325 | 18,387 | 18,556 | 18,831 | 19,051 | 19,097 |
| 保健所設置市・特別区 | 2,852  | 2,906  | 2,945  | 3,084  | 3,108  | 3,181  | 3,180  | 3,241  | 3,252  | 3,311  | 3,459  | 3,500  | 4,421  | 4,731  | 5,166  | 5,412  | 5,579  | 5,786  | 6,140  | 6,180  | 6,592  | 6,870  | 7,064  | 7,321  | 7,590  | 7,697  |
| 小計         | 12,108 | 12,534 | 12,935 | 13,290 | 13,628 | 14,007 | 14,338 | 14,766 | 15,234 | 15,813 | 17,335 | 18,086 | 20,302 | 21,291 | 22,524 | 23,419 | 23,851 | 24,341 | 24,768 | 24,866 | 24,917 | 25,257 | 25,620 | 26,152 | 26,641 | 26,794 |
| 都道府県       | 5,180  | 5,206  | 5,202  | 5,184  | 5,201  | 5,222  | 5,204  | 5,228  | 5,223  | 5,215  | 5,174  | 5,132  | 5,915  | 5,840  | 5,783  | 5,871  | 5,728  | 5,636  | 5,565  | 5,503  | 5,397  | 5,304  | 5,220  | 5,160  | 5,058  | 4,975  |

出典：H7年までは保健婦設置状況調査、H8年は保健所運営報告、H10年は全国保健師長会調査、H9年、H11-20年は保健師等活動領域調査、H21,22年は保健師活動領域調査

# 9. 特定健診・特定保健指導 開始(平成20年)

これまでの取扱い

老人保健法による健診等

基本健診  
(40歳以上)

市町村(公費負担:国1/3県1/3)

歯周疾患検診  
骨粗鬆症検診  
健康教育、健康相談等

市町村(公費負担:国1/3県1/3)

がん検診

※平成10年度に一般財源化した後は、法律に基づかない事業として市町村が実施

医療保険各法による健診等

健診等の努力義務

医療保険者(市町村国保・被用者保険)

労働安全衛生法による健診等

健診の実施義務  
その他の保健事業の努力義務  
事業者(雇用主)

平成20年度からの取扱い

健康増進法による保健事業

歯周疾患検診  
骨粗鬆症検診  
健康教育、健康相談等  
市町村(公費負担:予算の範囲内)

がん検診  
(胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん)  
市町村

高齢者医療法による健診・保健指導

糖尿病等の生活習慣病に着目した  
特定健康診査・特定保健指導・健診通知  
(40歳以上)

※ 他の保健事業も医療保険各法により努力義務  
医療保険者

(公費負担:市町村国保 国1/3 県1/3 その他被用者保険 予算の範囲内)

労働安全衛生法による健診等  
保健指導の実施に  
当たって連携

健診の実施義務  
その他の保健事業の努力義務  
事業者(雇用主)

「健康増進計画」／「健診の実施等に関する指針」による総合調整

# 10. 健診・保健指導の在り方に関する検討会①

## 【開催目的】

- ・ 健康日本21に次ぐ国民健康づくり運動のプランの策定状況を踏まえ健康診査等の内容等の見直しについて検討。
- ・ 特定健診・保健指導について、制度の運営状況や、新たな知見を踏まえ、その実施内容や実施手法等について検討。

## 【構成員】

|        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 荒木 香子  | 国際医療福祉大学大学院 保健医療学専攻看護学分野地域看護学領域教授 |
| 井伊 久美子 | 公益社団法人日本看護協会 常任理事                 |
| 大井 隆彦  | 日本大学医学部教授                         |
| 大門 和孝  | 東京大学大学院 医学系研究科医療情報経済学分野教授         |
| 迫 和子   | 東京大学大学院 医学系研究科糖尿病・代謝内科教授          |
| 佐藤 保和  | 社団法人日本栄養士会 専務理事                   |
| 島本 明   | 社団法人日本歯科大学 常務理事                   |
| 竹村 下   | 札幌医科大学 院長                         |
| 津島 克一  | 医療法人社 理事長                         |
| 鳥羽 研良  | あいち健康医療研究センター 院長                  |
| 永井 緑   | 国立長寿大学環境医学部 学部長                   |
| 野口 謙治  | 国立長寿大学環境医学部 学部長                   |
| 林 幸宏   | 国立長寿大学環境医学部 学部長                   |
| 保坂 幸子  | 国立長寿大学環境医学部 学部長                   |
| 松岡 宏美  | 国立長寿大学環境医学部 学部長                   |
| 三浦 砂子  | 国立長寿大学環境医学部 学部長                   |
| 宮崎 久彦  | 国立長寿大学環境医学部 学部長                   |
| 宮澤 元   | 国立長寿大学環境医学部 学部長                   |
| 宮地 信男  | 国立長寿大学環境医学部 学部長                   |
| 山門 池   | 国立長寿大学環境医学部 学部長                   |
| 吉 男    | 国立長寿大学環境医学部 学部長                   |

(座長)

# 健診・保健指導の在り方に関する検討会②

## 【これまでの開催実績】

- 第1回 12月7日
- 健診・保健指導の在り方に関する検討の進め方について
  - 健診・保健指導の課題についての検討
    - ・健診・保健指導に関する研究・調査のレビュー
    - ・「保険者検討会」における議論の紹介

- 第2回 12月27日
- 特定健診・保健指導における腹囲基準の在り方について
  - 特定保健指導の対象とならない者への対応について
  - HbA1cの国際基準への対応について
  - 次期国民健康づくり運動プラン策定に関する検討状況について

## 【今後のスケジュール】

1月～2月に2回開催予定

- 第3回 未定
- 次期国民健康づくり運動プランや各計画の骨子を踏まえた検討項目について
  - 特定健診・保健指導の課題について
- 第4回 未定
- 各計画・プランへの検討内容の反映方針について
  - 中間的なとりまとめ

※平成24年度以降も随時開催

## 【参考】保険者による健診・保健指導等に関する検討会

- 医療保険者における特定健診・保健指導の提供方法等の今後のあり方について検討。
- 昨年4月に設置され、これまでに6回開催。

【主な検討内容(健康局に関わるもの)】

### ○腹囲の基準について

現在、男性：85cm、女性：90cmとなっている特定保健指導対象者の階層化基準について、関係学会から参考人を招き議論。主な論点としては、

- ① 現行の腹囲基準の妥当性(特に女性の腹囲基準について)
- ② 腹囲基準に該当しない(非肥満の)リスク保有者に対する対策

### ○特定保健指導のポイント制について

ポイント制(積極的支援の180ポイント)が柔軟できめ細かな支援を妨げているのではないかとの観点から議論。

- ① より現場の保健師等の創意工夫を発揮できる方法がないか
- ② 特に、直営と委託で異なるポイントを設定することはどうか、等について意見があった。

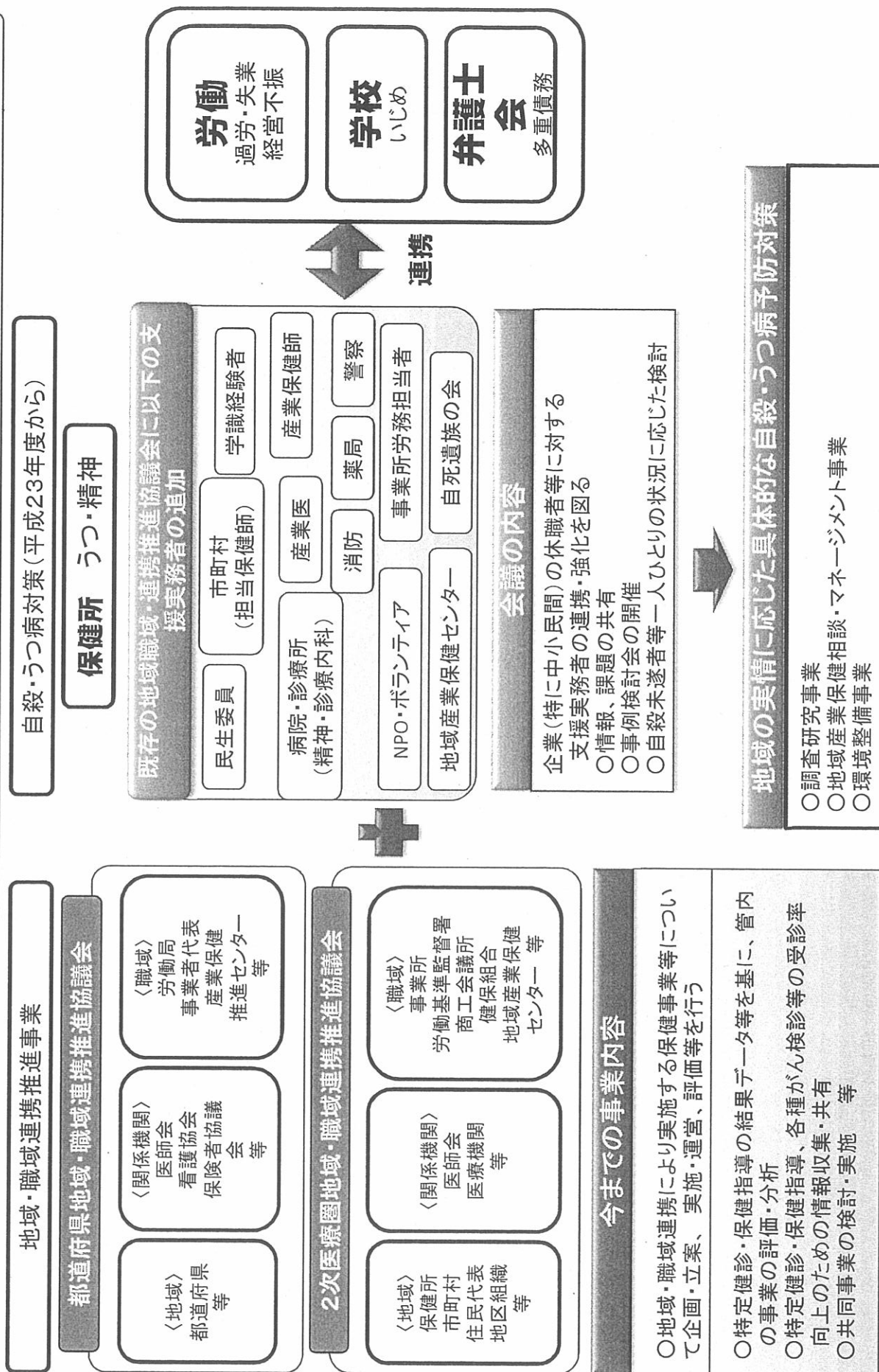
### ○特定健診受診日に特定保健指導の初回面接を実施可能とする方策について

- ・ 特定保健指導の実施率向上に向けて、初回面接者と6か月後評価者が同一人でなければならないとする要件等の見直しを行う方向について、了承を得た。



# 11. 地域・職域連携推進事業について

平成24年度 地域・職域連携推進事業 予算額(案):52百万円



## 12.【新人看護職員研修ガイドライン～保健師編～】

(平成23年2月)

### 理念

- ① 保健師は、人間の生命、健康、生活に深く関わる職業であり、住民(労働者)の健やかな暮らしと、生活者としての価値観及び人権を尊重することを基本とし、その基本的知識・技術及び倫理観は生涯にわたって研鑽されるべきものである。新人保健師研修においては、専門職業人として成長する上で生涯にわたり自己研鑽を積む基本姿勢を育成することが重要である。
- ② 新人保健師研修は、基礎教育で学んだ知識・技術を土台に、実践活動を通して、保健師活動の基本的視点を形成するための基礎となる研修である。
- ③ 新人保健師を支えるためには、指導者のみならず全職員が新人保健師に関心を持ち、皆で育てるという組織文化の醸成が重要である。特に、保健師の活動の場が広がる中、どのような体制下においても保健師に必要な視点を十分育成できることは不可欠である。このガイドラインは新人保健師に求められる基本的能力と、その能力を育成するための必要な体制等を示すと同時に、新人保健師育成を通して周囲の職員が共に成長することを目指すものである。なお、周囲の職員とは、保健師以外の職種も含めて組織を構成する職員を指すものとする。

### 特徴

- 新人保健師の到達目標として、1年以内に経験し修得を目指す項目とその到達の目安を示している
- 研修体制や研修方法は、各所属機関の特性、研修に対する考え方、職員の構成等に合わせで行えるように、研修体制、研修方法、研修プログラム、技術指導の例を参考として示しているなどです。

# 研修における連携の例

注：人材育成の中核となる機関は、保健所、都道府県・政令指定都市本庁、大学、関係団体等と地域の状況に応じて設定する。

## 人材育成の中核となる保健所

研修責任者

プログラム企画・運営組織（委員会等）

研修実施機関  
中央研修（Off-JT）

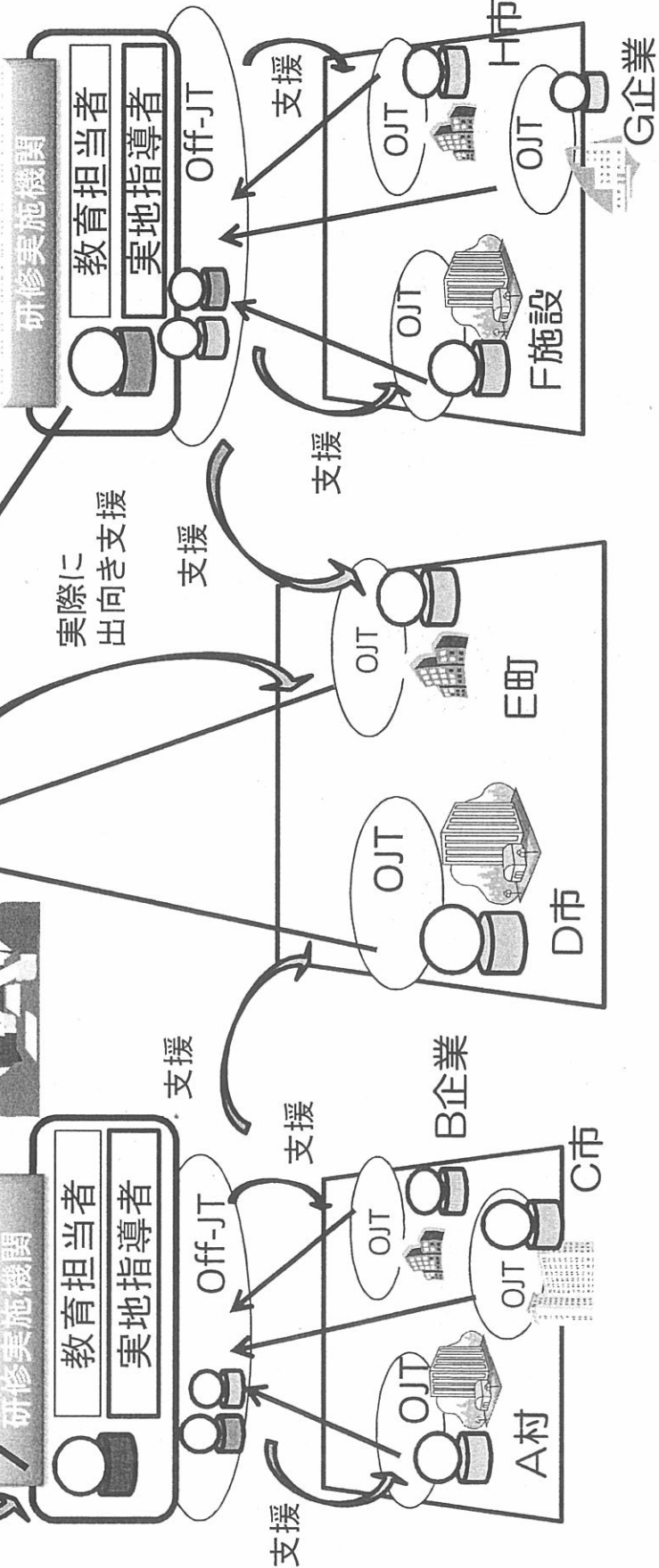
教育担当者

実際に  
出向き支援

連携

大学  
保健師等養成機関  
関係団体

例：保健所、支社  
分院 等



※OJT(On the Job Training): 職場内教育    Off-JT(Off the Job Training): 職場外教育



### 13. 平成24年度 保健師人材育成関連予算(案)

#### 地域保健従事者現任教育推進事業 平成24年度予算額(案):70百万円

保健師の人材確保・育成対策を推進するため、地域保健従事者に対する人材育成の中核となる保健所等を中心とした現任教育体制を構築する。

##### (1) 地域保健従事者の現任教育体制の構築

【補助先：都道府県、指定都市 補助率：1／2】

- ・人材育成ガイドラインの作成及び評価に係る検討会等開催経費
- ・卒後臨地研修を企画・調整する会議のための開催経費
- ・教育の中核となる保健所等以外の保健所等の研修体制の把握・評価・助言等を行うための旅費
- ・国立保健医療科学院が行う研修に参加する際の旅費及び職員代替経費

##### (2) 中核市等における人材育成ガイドラインの作成及び評価事業

【補助先：保健所設置市（指定都市を除く）、特別区 補助率：1／2】

- ・人材育成ガイドラインの作成及び評価のための検討会等開催経費

##### (3) 保健所保健師等育成支援事業

【補助先：都道府県 補助率：1／2】

- ・新任保健師が行う家庭訪問等に退職保健師などが育成トレーナーとなって同行し助言等を行うための雇上経費（謝金）等
- ・教育の中核となる保健所等が実施する研修に保健所保健師が参加する際の旅費及び職員代替経費

##### (4) 市町村新任保健師等育成支援事業

【補助先：保健所設置市、特別区、市町村 補助率：1／2】

- ・新任保健師が行う家庭訪問等に退職保健師などが育成トレーナーとなって同行し助言等を行うための雇上経費（謝金）等
- ・都道府県が実施する研修に市町村保健師が参加する際の旅費及び職員代替経費

#### 保健師管理者能力育成研修事業 平成24年度予算額(案):9百万円

市町村の管理的立場にある保健師を対象に、人材及び業務の管理に必要な能力を向上させるため、全国をブロック別に区分し研修事業を実施する。【本省費】

# 14. 国立保健医療科学院における保健師の人材育成

## 専門課程Ⅱ 地域保健福祉分野

### ○対象:

- (1) 国や地方公共団体から派遣された保健・福祉分野に従事している職員  
(保健師、助産師、看護師、管理栄養士、福祉職など)

### ○実施期間: 1年間

- 目的: 地域保健福祉業務において、指導的立場で実践活動を総合的に推進するために必要な能力を養うことを目的とする

## 専門課程Ⅲ 地域保健福祉専攻科

### ○対象:

- (1) 国や地方公共団体から派遣され保健・福祉分野に従事している職員(保健師、助産師、看護師、管理栄養士、福祉職など)  
(2) 将来、地域保健福祉分野への就職を志望し、そのために高度の知識を得ようとする方

### ○実施期間: 3ヶ月(平成24年4月11日～平成24年7月20日)

- 目的: 保健福祉に関連する業務において、実践活動の質的向上を図るために必要な知識・技術を習得することを目的とする

## 公衆衛生看護管理者研修(実務管理)

### ○対象:

- (1) 保健師の免許を有し、保健師として都道府県、政令指定都市等に勤務し管理的立場(実務リーダー)にある方  
(2) 前記に掲げると同等以上の学識及び経験を有すると院長が認めた方

### ○実施期間: 前期 平成24年5月21日～平成24年5月29日 7日間

後期 平成25年1月16日～平成25年1月18日 3日間 計10日間

- 目的: 公衆衛生看護活動の管理者として、期待される役割や機能を総合的に判断でき、実務業務へ応用することができる知識と技術の習得を目的とする

## 公衆衛生看護管理者研修(人材管理)

- 対象: 都道府県・保健所設置市・特別区の人材育成・保健師総括部門あるいは管理的立場の保健師等

### ○実施期間: 平成24年11月19日～平成24年11月22日 随時: 遠隔教育(4コマ) 計 集合研修4日間+遠隔教育

- 目的: 次世代の人材育成を施策的に実行していく公衆衛生看護管理者の役割を認識し、そのために必要な知識、技術の習得を目的とする

# 15. 都道府県別にみた保健所保健師及び市町村保健師数

|        | 人 口 (千人)  |                   |                          | 保健所数     |            | 市町村数       |                   | 保 健 師     |                    |                   |                          | 保健師1人当り担当人口   |                        |                       |                              |
|--------|-----------|-------------------|--------------------------|----------|------------|------------|-------------------|-----------|--------------------|-------------------|--------------------------|---------------|------------------------|-----------------------|------------------------------|
|        | 総数<br>(A) | 政令市<br>特別区<br>(B) | 政令市<br>以外の<br>市町村<br>(C) | 都道<br>府県 | 政令市<br>特別区 | 政令市<br>特別区 | 政令市<br>以外の<br>市町村 | 総数<br>(D) | 都道府県<br>保健所<br>(E) | 政令市<br>特別区<br>(F) | 政令市<br>以外の<br>市町村<br>(G) | 総数<br>(A)/(D) | 都道府県<br>保健所<br>(C)/(E) | 政令市<br>特別区<br>(B)/(F) | 政令市<br>以外の<br>市町村<br>(C)/(G) |
| 1 北海道  | 5,521     | 2,661             | 2,860                    | 26       | 4          | 4          | 175               | 1,415     | 238                | 243               | 934                      | 3,902         | 12,017                 | 10,950                | 3,062                        |
| 2 青 森  | 1,406     | 304               | 1,101                    | 6        | 1          | 1          | 39                | 382       | 65                 | 32                | 285                      | 3,679         | 16,942                 | 9,510                 | 3,864                        |
| 3 岩 手  | 1,345     | 292               | 1,053                    | 10       | 1          | 1          | 33                | 376       | 42                 | 42                | 292                      | 3,577         | 25,079                 | -                     | 3,607                        |
| 4 宮 城  | 2,329     | 1,010             | 1,319                    | 7        | 5          | 1          | 34                | 544       | 64                 | 117               | 363                      | 4,282         | 20,611                 | 8,635                 | 3,634                        |
| 5 秋 田  | 1,108     | 323               | 785                      | 8        | 1          | 1          | 24                | 310       | 61                 | 38                | 211                      | 3,575         | 12,866                 | 8,511                 | 3,719                        |
| 6 山 形  | 1,177     | 0                 | 1,177                    | 4        | 0          | 0          | 35                | 312       | 50                 | 0                 | 262                      | 3,772         | 23,535                 | -                     | 4,491                        |
| 7 福 島  | 2,052     | 683               | 1,368                    | 6        | 2          | 2          | 57                | 511       | 83                 | 67                | 361                      | 4,015         | 16,485                 | 10,200                | 3,790                        |
| 8 茨 城  | 2,979     | 0                 | 2,979                    | 12       | 0          | 0          | 44                | 534       | 81                 | 0                 | 453                      | 5,579         | 36,779                 | -                     | 6,576                        |
| 9 栃 木  | 2,001     | 506               | 1,495                    | 5        | 1          | 1          | 26                | 425       | 85                 | 59                | 281                      | 4,708         | 17,588                 | 8,573                 | 5,320                        |
| 10 群 馬 | 2,005     | 340               | 1,664                    | 10       | 1          | 1          | 34                | 436       | 41                 | 62                | 333                      | 4,598         | 40,595                 | -                     | 4,998                        |
| 11 埼 玉 | 7,123     | 1,545             | 5,578                    | 13       | 2          | 2          | 62                | 927       | 116                | 162               | 649                      | 7,684         | 48,086                 | 9,538                 | 8,595                        |
| 12 千 葉 | 6,150     | 1,925             | 4,225                    | 13       | 3          | 3          | 51                | 957       | 132                | 209               | 616                      | 6,426         | 32,007                 | 9,210                 | 6,859                        |
| 13 東 京 | 12,610    | 9,070             | 3,540                    | 7        | 24         | 24         | 38                | 1,510     | 160                | 969               | 381                      | 8,351         | 22,123                 | 9,360                 | 9,290                        |
| 14 神奈川 | 8,885     | 6,521             | 2,364                    | 9        | 11         | 5          | 28                | 1,029     | 89                 | 662               | 278                      | 8,635         | 26,562                 | 9,851                 | 8,504                        |
| 15 新 潟 | 2,391     | 803               | 1,588                    | 12       | 1          | 1          | 29                | 626       | 69                 | 123               | 434                      | 3,820         | 23,010                 | 6,532                 | 3,658                        |
| 16 富 山 | 1,098     | 417               | 680                      | 4        | 1          | 1          | 14                | 266       | 53                 | 82                | 131                      | 4,127         | 12,838                 | 5,089                 | 5,194                        |
| 17 石 川 | 1,163     | 444               | 719                      | 4        | 1          | 1          | 18                | 275       | 51                 | 52                | 172                      | 4,229         | 14,095                 | 8,541                 | 4,179                        |
| 18 福 井 | 809       | 0                 | 809                      | 6        | 0          | 0          | 17                | 196       | 49                 | 0                 | 147                      | 4,130         | 16,520                 | -                     | 5,507                        |
| 19 山 梨 | 864       | 0                 | 864                      | 4        | 0          | 0          | 27                | 297       | 39                 | 0                 | 258                      | 2,910         | 22,159                 | -                     | 3,350                        |
| 20 長 野 | 2,162     | 385               | 1,777                    | 10       | 1          | 1          | 76                | 703       | 75                 | 74                | 554                      | 3,075         | 23,690                 | 5,201                 | 3,207                        |
| 21 岐 阜 | 2,083     | 411               | 1,672                    | 7        | 1          | 1          | 41                | 505       | 57                 | 73                | 375                      | 4,125         | 29,336                 | 5,630                 | 4,459                        |
| 22 静 岡 | 3,770     | 1,510             | 2,260                    | 7        | 2          | 2          | 33                | 728       | 83                 | 217               | 428                      | 5,178         | 27,225                 | 6,959                 | 5,280                        |
| 23 愛 知 | 7,238     | 3,317             | 3,920                    | 12       | 19         | 4          | 53                | 1,069     | 125                | 363               | 581                      | 6,770         | 31,361                 | 9,139                 | 6,747                        |
| 24 三 重 | 1,850     | 305               | 1,544                    | 8        | 1          | 1          | 28                | 386       | 53                 | 29                | 304                      | 4,792         | 29,140                 | -                     | 5,080                        |
| 25 滋 賀 | 1,387     | 333               | 1,054                    | 6        | 1          | 1          | 18                | 383       | 44                 | 55                | 284                      | 3,620         | 23,944                 | -                     | 3,710                        |
| 26 京 都 | 2,552     | 1,385             | 1,167                    | 7        | 11         | 1          | 25                | 554       | 74                 | 203               | 277                      | 4,606         | 15,768                 | 6,822                 | 4,212                        |
| 27 大 阪 | 8,683     | 4,215             | 4,468                    | 14       | 4          | 4          | 39                | 1,191     | 253                | 481               | 457                      | 7,291         | 17,659                 | 8,764                 | 9,776                        |
| 28 兵 庫 | 5,586     | 2,976             | 2,610                    | 13       | 4          | 4          | 37                | 843       | 154                | 290               | 399                      | 6,627         | 16,950                 | 10,261                | 6,542                        |
| 29 奈 良 | 1,412     | 365               | 1,047                    | 5        | 1          | 1          | 38                | 297       | 42                 | 43                | 212                      | 4,753         | 24,918                 | 8,492                 | 4,937                        |
| 30 和歌山 | 1,033     | 380               | 652                      | 7        | 1          | 1          | 29                | 326       | 54                 | 60                | 212                      | 3,168         | 12,080                 | 6,341                 | 3,077                        |
| 31 鳥 取 | 595       | 0                 | 595                      | 4        | 0          | 0          | 19                | 188       | 40                 | 0                 | 148                      | 3,167         | 14,883                 | -                     | 4,023                        |
| 32 島 根 | 723       | 0                 | 723                      | 7        | 0          | 0          | 21                | 266       | 53                 | 0                 | 213                      | 2,719         | 13,645                 | -                     | 3,395                        |
| 33 岡 山 | 1,939     | 1,163             | 776                      | 5        | 2          | 2          | 25                | 491       | 80                 | 182               | 229                      | 3,950         | 9,704                  | 6,391                 | 3,390                        |
| 34 広 島 | 2,856     | 1,867             | 990                      | 4        | 3          | 3          | 20                | 530       | 56                 | 237               | 237                      | 5,389         | 17,670                 | 7,877                 | 4,175                        |
| 35 山 口 | 1,464     | 282               | 1,182                    | 8        | 1          | 1          | 18                | 361       | 49                 | 48                | 264                      | 4,056         | 24,126                 | 5,877                 | 4,478                        |
| 36 徳 島 | 797       | 0                 | 797                      | 6        | 0          | 0          | 24                | 232       | 58                 | 0                 | 174                      | 3,435         | 13,740                 | -                     | 4,580                        |
| 37 香 川 | 1,013     | 424               | 589                      | 4        | 1          | 1          | 16                | 227       | 39                 | 60                | 128                      | 4,461         | 15,107                 | 7,059                 | 4,603                        |
| 38 愛 媛 | 1,458     | 515               | 943                      | 6        | 1          | 1          | 19                | 358       | 67                 | 53                | 238                      | 4,072         | 14,075                 | 9,716                 | 3,962                        |
| 39 高 知 | 772       | 340               | 433                      | 5        | 1          | 1          | 33                | 275       | 62                 | 40                | 173                      | 2,809         | 6,979                  | 8,493                 | 2,501                        |
| 40 福 岡 | 5,039     | 2,806             | 2,233                    | 13       | 10         | 4          | 56                | 764       | 131                | 294               | 339                      | 6,595         | 17,046                 | 9,543                 | 6,587                        |
| 41 佐 賀 | 859       | 0                 | 859                      | 5        | 0          | 0          | 20                | 239       | 57                 | 0                 | 182                      | 3,596         | 15,077                 | -                     | 4,722                        |
| 42 長 崎 | 1,450     | 710               | 740                      | 8        | 2          | 2          | 19                | 342       | 75                 | 78                | 189                      | 4,240         | 9,871                  | 9,099                 | 3,917                        |
| 43 熊 本 | 1,834     | 724               | 1,110                    | 10       | 1          | 1          | 44                | 482       | 67                 | 117               | 298                      | 3,804         | 16,568                 | 6,186                 | 3,725                        |
| 44 大 分 | 1,207     | 470               | 737                      | 6        | 1          | 1          | 17                | 303       | 68                 | 61                | 174                      | 3,983         | 10,834                 | 7,710                 | 4,234                        |
| 45 宮 崎 | 1,153     | 401               | 752                      | 8        | 1          | 1          | 25                | 291       | 66                 | 52                | 173                      | 3,961         | 11,388                 | 7,710                 | 4,345                        |
| 46 鹿児島 | 1,722     | 603               | 1,119                    | 13       | 1          | 1          | 42                | 456       | 95                 | 65                | 296                      | 3,777         | 11,779                 | 9,284                 | 3,780                        |
| 47 沖 縄 | 1,406     | 0                 | 1,406                    | 6        | 0          | 0          | 41                | 326       | 92                 | 0                 | 234                      | 4,313         | 15,285                 | -                     | 6,009                        |
| 全 国    | 127,058   | 52,734            | 74,324                   | 380      | 130        | 89         | 1,661             | 24,444    | 3,737              | 6,094             | 14,613                   | 5,198         | 19,889                 | 8,653                 | 5,086                        |

注) 1 人口は、平成22年3月31日現在「住民基本台帳」、ただし百単位を四捨五入)

2 保健師数は、平成22年3月末現在「地域保健・健康増進事業報告」

3 保健所数は、平成21年4月1日現在「健康局総務課地域保健室調べ」

4 「都道府県保健所」における「保健師1人あたりの担当人口」＝「人口」の内「政令市以外の市町村人口」÷都道府県保健所保健師数

5 保健師1人当り担当人口は、小数点第1位を四捨五入

16. 保健所及び市町村の地域保健従事者数

|        | 医 師   | 歯 科<br>医 師 | 獣医師   | 薬剤師   | 理 学<br>療 法 士 | 作 業<br>療 法 士 | 歯 科<br>衛 生 士 | 診療放<br>射線技<br>師 | 診療<br>エックス<br>線技師 | 臨床検<br>査技師 | 衛生検<br>査技師 | 管 理<br>栄 養 士 | 栄 養 士 | 保健師    | 助産師 | 看護師   | 准看護師 |
|--------|-------|------------|-------|-------|--------------|--------------|--------------|-----------------|-------------------|------------|------------|--------------|-------|--------|-----|-------|------|
| 1 北海道  | 56    | 15         | 234   | 110   | 12           | 10           | 73           | 31              | 1                 | 82         | 10         | 192          | 57    | 1415   | 10  | 39    | 27   |
| 2 青 森  | 7     | 2          | 34    | 31    | —            | —            | 3            | 5               | —                 | 4          | —          | 19           | 14    | 382    | 1   | 14    | 5    |
| 3 岩 手  | 15    | 2          | 24    | 23    | 1            | 1            | 11           | 4               | —                 | 3          | —          | 53           | 25    | 376    | 2   | 22    | 11   |
| 4 宮 城  | 11    | 9          | 34    | 48    | 7            | 4            | 27           | 11              | —                 | 6          | —          | 96           | 32    | 544    | 2   | 18    | 9    |
| 5 秋 田  | 10    | 1          | 40    | 23    | —            | 1            | 3            | 4               | —                 | 12         | —          | 27           | 17    | 310    | —   | 10    | 8    |
| 6 山 形  | 8     | 1          | 14    | 43    | 3            | 1            | 1            | 3               | —                 | 17         | —          | 30           | 10    | 312    | 1   | 34    | 8    |
| 7 福 島  | 10    | 3          | 38    | 37    | —            | 2            | 8            | 4               | —                 | —          | 4          | 48           | 23    | 511    | —   | 19    | 9    |
| 8 茨 城  | 13    | —          | 33    | 40    | 6            | 3            | 9            | 9               | —                 | 6          | 2          | 63           | 26    | 534    | 3   | 27    | 6    |
| 9 栃 木  | 17    | 4          | 36    | 60    | 3            | 2            | 1            | 7               | 1                 | 13         | —          | 41           | 4     | 425    | 6   | 21    | 4    |
| 10 群 馬 | 8     | 1          | 18    | 31    | 2            | 2            | 6            | 11              | —                 | 19         | —          | 54           | 12    | 436    | 1   | 7     | 3    |
| 11 埼 玉 | 26    | —          | 138   | 109   | 4            | 2            | 26           | 18              | 1                 | 13         | —          | 99           | 15    | 927    | 1   | 21    | 19   |
| 12 千 葉 | 29    | —          | 108   | 115   | 10           | 2            | 76           | 21              | 2                 | 61         | 8          | 152          | 25    | 957    | 1   | 68    | 10   |
| 13 東 京 | 141   | 15         | 37    | 156   | 10           | 4            | 130          | 78              | 6                 | 83         | 44         | 321          | 157   | 1510   | 2   | 50    | 2    |
| 14 神奈川 | 85    | 20         | 167   | 176   | 5            | 5            | 42           | 35              | —                 | 56         | 2          | 91           | 38    | 1029   | 20  | 32    | 4    |
| 15 新 潟 | 16    | 4          | 31    | 49    | 8            | 7            | 16           | 7               | —                 | 11         | —          | 85           | 21    | 626    | 7   | 24    | 11   |
| 16 富 山 | 8     | 2          | 23    | 51    | 3            | —            | —            | 13              | 3                 | 17         | 4          | 27           | 8     | 266    | —   | 4     | 2    |
| 17 石 川 | 8     | —          | 28    | 32    | —            | 6            | 1            | 6               | —                 | 8          | 1          | 32           | 17    | 275    | —   | 1     | 1    |
| 18 福 井 | 8     | 1          | 10    | 44    | 4            | 1            | 6            | 5               | 3                 | 4          | —          | 25           | 2     | 196    | —   | 15    | 4    |
| 19 山 梨 | 8     | 1          | 8     | 31    | 3            | —            | 1            | 2               | —                 | 5          | 2          | 21           | 11    | 297    | 1   | 14    | 5    |
| 20 長 野 | 16    | 1          | 51    | 38    | 7            | 6            | 16           | 10              | 1                 | 20         | —          | 90           | 30    | 703    | 2   | 19    | 4    |
| 21 岐 阜 | 9     | 1          | 59    | 50    | 5            | —            | 20           | 14              | —                 | 20         | 3          | 52           | 12    | 505    | 2   | 12    | 3    |
| 22 静 岡 | 12    | 5          | 91    | 149   | 4            | 2            | 21           | 2               | —                 | 7          | 1          | 77           | 20    | 728    | 1   | 27    | 2    |
| 23 愛 知 | 50    | 5          | 158   | 221   | —            | 2            | 61           | 20              | —                 | 44         | 2          | 92           | 9     | 1069   | 2   | 43    | 6    |
| 24 三 重 | 11    | 1          | 41    | 38    | 4            | 1            | 6            | 13              | —                 | 15         | 1          | 45           | 7     | 386    | 1   | 15    | 5    |
| 25 滋 賀 | 11    | 2          | 13    | 33    | 1            | —            | 10           | 5               | —                 | 2          | —          | 26           | 6     | 383    | 1   | 12    | 4    |
| 26 京 都 | 35    | 1          | 74    | 188   | 2            | 3            | 7            | 25              | —                 | 7          | —          | 52           | 5     | 554    | —   | 9     | 5    |
| 27 大 阪 | 86    | 2          | 154   | 234   | 25           | 11           | 22           | 58              | 1                 | 42         | 4          | 128          | 11    | 1191   | 4   | 46    | 9    |
| 28 兵 庫 | 33    | 1          | 128   | 81    | 11           | 4            | 34           | 50              | —                 | 48         | 1          | 131          | 19    | 843    | 5   | 29    | 3    |
| 29 奈 良 | 14    | 3          | 17    | 34    | 1            | —            | 9            | 4               | —                 | 3          | —          | 24           | 6     | 297    | —   | 31    | 8    |
| 30 和歌山 | 14    | —          | 27    | 35    | 2            | —            | 3            | 9               | 2                 | 10         | —          | 18           | 6     | 326    | 14  | 9     | 3    |
| 31 鳥 取 | 5     | 1          | 19    | 19    | 1            | —            | 5            | 1               | —                 | 2          | —          | 26           | 4     | 188    | —   | 2     | 3    |
| 32 島 根 | 17    | 1          | 20    | 16    | —            | 1            | 3            | 6               | —                 | 8          | 1          | 31           | 8     | 266    | —   | 10    | 4    |
| 33 岡 山 | 16    | 2          | 28    | 59    | 2            | 1            | 11           | 8               | —                 | 15         | 6          | 72           | 21    | 491    | 3   | 11    | 1    |
| 34 広 島 | 23    | 1          | 71    | 67    | 1            | 5            | 8            | 12              | 2                 | 10         | 6          | 59           | 6     | 530    | —   | 9     | —    |
| 35 山 口 | 10    | —          | 38    | 27    | 3            | 3            | 3            | 7               | —                 | 15         | 2          | 39           | 2     | 361    | 2   | 5     | 3    |
| 36 徳 島 | 7     | —          | 12    | 27    | —            | —            | —            | 4               | —                 | 5          | —          | 28           | 5     | 232    | 1   | 6     | 4    |
| 37 香 川 | 7     | —          | 23    | 44    | 3            | —            | 3            | 4               | —                 | 3          | 2          | 31           | 3     | 227    | —   | 9     | 2    |
| 38 愛 媛 | 12    | 2          | 36    | 52    | 6            | 1            | 9            | 13              | —                 | 18         | 1          | 49           | 13    | 358    | —   | 7     | 4    |
| 39 高 知 | 11    | 1          | 21    | 28    | 11           | 3            | 10           | 8               | —                 | 5          | —          | 36           | 7     | 275    | 1   | 20    | 8    |
| 40 福 岡 | 57    | 5          | 118   | 116   | 8            | 6            | 1            | 49              | —                 | 41         | —          | 115          | 27    | 764    | 32  | 103   | 12   |
| 41 佐 賀 | 5     | —          | 20    | 17    | —            | —            | 1            | 3               | —                 | 8          | —          | 30           | 4     | 239    | —   | 6     | —    |
| 42 長 崎 | 18    | 2          | 33    | 57    | 6            | 10           | 5            | 17              | 1                 | 22         | —          | 54           | 19    | 342    | 1   | 10    | 14   |
| 43 熊 本 | 20    | 2          | 55    | 50    | 2            | 2            | 7            | 9               | 1                 | 24         | 2          | 58           | 15    | 482    | —   | 27    | 11   |
| 44 大 分 | 10    | 1          | 29    | 35    | —            | —            | —            | 8               | 2                 | 18         | —          | 37           | 10    | 303    | 1   | 16    | 1    |
| 45 宮 崎 | 13    | 1          | 31    | 40    | 2            | —            | —            | 2               | —                 | 8          | 1          | 48           | 15    | 291    | 1   | 9     | 3    |
| 46 鹿児島 | 22    | 1          | 54    | 25    | 1            | —            | 21           | 14              | —                 | 18         | 12         | 45           | 12    | 456    | 2   | 50    | 19   |
| 47 沖 縄 | 17    | 7          | 12    | 22    | 2            | —            | 6            | 7               | —                 | 9          | —          | 31           | 21    | 326    | 2   | 20    | 3    |
| 全 国    | 1,045 | 130        | 2,488 | 3,011 | 191          | 114          | 742          | 656             | 27                | 867        | 122        | 3,000        | 837   | 24,444 | 136 | 1,012 | 292  |

※ 平成22年3月末現在(「地域保健・健康増進事業報告」より)